

第 144 回 I P U (列国議会同盟) 会議派遣参議院代表団報告書

団	長	参議院議員	中西	哲
		同	鉢呂	吉雄
同	行	国際会議課長	小川	明子
会議要員		国際会議課	西木戸	一真
同		同	松野	晴菜

第 144 回 I P U 会議は、2022 年 3 月 20 日 (日) から 24 日 (木) までの 5 日間、ヌサ・ドゥア (インドネシア) のバリ・インターナショナル・コンベンションセンターにおいて、101 の国、4 の準加盟員 (国際議員会議)、19 のオブザーバー (国際機関等) から 778 名 (うち、議員 404 名) が参加して開催された。

参議院代表団は、衆議院議員 2 名と共に、日本国会代表団 (団長・田中和徳衆議院議員、副団長・中西哲議員) を構成し、会議に参加した。

以下、本報告書では、参議院代表団の活動に重点を置きつつ、今次会議の概要を報告する。

1. 開会式

開会式は 20 日、ジョコ・ウイドド・インドネシア大統領臨席の下、開催された。プアン・マハラニ・インドネシア国会議長、ドゥアルテ・パシェコ I P U 議長 (ポルトガル国会議員) 及びジョコ大統領が挨拶をし、アントニオ・グテーレス国連事務総長からのビデオメッセージが上映された後、ジョコ大統領が今次 I P U 会議の開会を宣言した。

2. 本会議

本会議は 21 日から 24 日までの 4 日間にわたり開催され、以下の議題について審議が行われた。

(1) 第 144 回 I P U 会議の議長の選挙

21 日、マハラニ・インドネシア国会議長が今次 I P U 会議の議長に選出された。

(2) 緊急追加議題

会議においては、①ウクライナから、「ロシア及びベラ

ルーシのウクライナに対する侵略」について、②インドネシアから、「ロシア・ウクライナ間の紛争の平和的解決を支援するための議会の役割」について、③ニュージーランドから、「国際法、国連憲章及び領土保全を尊重したウクライナにおける戦争の平和的解決」について、計3件の緊急追加議題の挿入要請が行われた。

21日の本会議において、それぞれ概要説明が行われた後、ウクライナが議題案の挿入要請を撤回し、ニュージーランドの提案に支持を表明したことから、計2件の議題案に対して投票が行われた。

日本国会代表団は、ニュージーランド提出の議題案に賛成20票を投じ、インドネシア提出の議題案については棄権した。

投票の結果、インドネシア提出の議題案は緊急追加議題として認められるために必要な3分の2以上の賛成票を得られず、ニュージーランド提出の議題案が、賛成577票、反対188票、棄権258票で必要な賛成票を得たことから、今次IPU会議の緊急追加議題として採用された。

22日の本会議において、採用された緊急追加議題に関する討議が行われた。

同日、ベラルーシ、コンゴ民主共和国、インドネシア、カザフスタン、クウェート、モルディブ、メキシコ、ポーランド、南アフリカ、英国及びウルグアイの11か国の代表で構成される起草委員会が開催され、同議題に関する決議案の審議が行われた。

23日の本会議において、起草委員会によって起草された決議案「国際法、国連憲章及び領土保全を尊重したウクライナにおける戦争の平和的解決」が上程され、同決議案はコンセンサスにより採択された（緊急追加議題の全文は別添1参照）。なお、バーレーン、アラブ首長国連邦及びジンバブエは決議の一部について、中国、イラン、シリア及びベトナムは決議全体について留保を表明した。また、ベラルーシ及び南アフリカは、本決議について反対を表明した。

（3）「ゼロに向けて：気候変動に対処するための議会の結集」に関する一般討議

一般討議は、21日から23日までの3日間にわたり行われ、田中議員及び中西議員を含む110名以上の各国代表

等が演説した。

中西議員は、23日の同討議において、冒頭、ロシアによるウクライナ侵略を非難し、日本はウクライナ及びウクライナ国民と共にあることを表明した上で、気候変動問題は最優先かつ喫緊の課題であり、より良い環境を次世代に引き継いでいくことは我々世代の責任であると述べ、自身の地元である高知県宿毛市におけるゼロカーボンシティ実現に向けた施策を紹介し、自治体の取組と国レベルの政策は地球温暖化を食い止めるための車の両輪であると述べた。さらに、脱炭素社会の実現という目標達成に向けて自国政府の取組を監視し、地方レベルと中央レベルの取組の連携を支援する議会人の役割を指摘しつつ、各国議員に対し、カーボンニュートラルの世界の実現へ向け力を尽くしていこうと呼びかけた。

24日の本会議において、一般討議の成果を取りまとめた成果文書「ヌサ・ドゥア宣言」が承認された（成果文書の全文は別添2参照）。

（４）「永続的な平和を促進するための和平プロセスへの取組の再考及び再構築」に関する決議の採択

24日の本会議において、平和及び安全保障に関する委員会（第1委員会）によって起草された決議案が上程され、採択された。

決議は、各国議会及び議会人に対し、永続的な平和のための和平プロセスへの取組を再考及び再構築するに当たって、平和及び相違の非暴力解決のための取組を強化し、女性や最も取り残され適切な代表を持たない人々が権利行使又は意見表明することが可能なメカニズムや汚職を防止するための法的枠組み等を模索・強化し、議会内の監視及び委員会制度が安全保障を総合的・分野横断的に検討できるよう構成されることを要請する等の内容となっている（決議の全文は別添3参照）。

（５）「パンデミック時を含めた教育部門における実施手段としての情報通信技術の活用」に関する決議の採択

24日の本会議において、持続可能な開発に関する委員会（第2委員会）によって起草された決議案が上程され、採択された。

決議は、特に新型コロナウイルス感染症のパンデミッ

ク時におけるリモート学習の経験に基づき、教育へのアクセス拡大を目指すものであり、ICTリテラシーから教職員のニーズ及びインフラに至るまでの様々な問題に目を向けるとともに、各国議会が各々の立法及び予算編成の権能を通じて、より包摂的な教育をどのように促進し得るのかという点について、特別な関心を払う等の内容となっている（決議の全文は別添4参照）。

（6）各常設委員会の報告

各常設委員会から今次IPU会議期間中の活動の報告が行われ、24日の本会議で承認された。

（7）第146回IPU会議における平和及び安全保障に関する委員会（第1委員会）及び持続可能な開発に関する委員会（第2委員会）の議題の採択及び共同報告委員の指名

24日の本会議において、第1委員会及び第2委員会により上程された第146回IPU会議における両委員会の議題及び共同報告委員の指名に係る提案が承認された。

- ・サイバー攻撃及びサイバー犯罪：世界の安全保障に対する新たなリスク（第1委員会所管）
- ・森林のカーボンネガティブ達成に向けた議会の取組（第2委員会所管）

3. 常設委員会

持続可能な開発に関する委員会（第2委員会）

第2委員会は、21日及び23日に開催され、「パンデミック時を含めた教育部門における実施手段としての情報通信技術の活用」に関する決議案の審議等が行われ、鉢呂吉雄議員が出席した。

鉢呂議員は、冒頭、日本は唯一の被爆国として、また、福島原子力発電所事故を体験した国として、核兵器の使用及び原発施設への攻撃をしてはならないことを強く訴え、一刻も早い戦争の停止とロシア軍の撤退を求める旨発言した。次いで、教育分野におけるICTの活用は、コロナ禍を含む非常時における子供たちへの学習機会の提供に役立っているものの、効率性や利便性をもたらさずのICTの活用が逆に教職員の負担を増やしてはならないと指摘し、教職員への適切な支援の重要性を訴え

た。最後に、子供たちの学びをより良いものとするよう、政府の取組を監視しながら、現場の声を届け実現させることこそが重要であり、我々議会人に求められるものは何より「行動」である旨発言した。

4. 第209回評議員会

第209回評議員会は、21日及び24日に開催された。審議の主な内容は以下のとおりである。

(1) 2021年度IPU決算

2021年度IPU財務報告書及び監査済財務諸表に係る審議が行われた後、同年度IPU決算が承認された。

(2) 今後の会議

今後の開催が確認された会議のうち、主なものは以下のとおりである。

- ・第145回IPU会議（2022年10月11日～15日、キガリ（ルワンダ））
- ・第146回IPU会議（2023年3月11日～15日、マナーマ（バーレーン））
- ・第147回IPU会議（2023年10月8日～12日、ジュネーブ（スイス））

5. アジア・太平洋地域グループ会合

アジア・太平洋地域グループ会合は、本来の議長国であるツバルが今次IPU会議に出席できなかったことから、代理として議長国を務めることとなったベトナムの主宰により、20日に開催された。議事の主な内容は以下のとおりである。

(1) IPU執行委員会の報告

2月26日、3月18日及び19日に開催されたIPU執行委員会の概要について、本地域グループの執行委員を代表し、中国から報告が行われた。

(2) 緊急追加議題

本地域グループとして支持する議題案の決定を行わないこととし、本会議での議題案への投票は各国の決定に委ねることとなった。

(3) 次回アジア・太平洋地域グループ会合議長国

本地域グループの議長国は1年間務めることとされていることから、次回アジア・太平洋地域グループ会合（2022年10月、キガリ（ルワンダ））の議長国はツバルであることが確認された。

6. その他

参議院代表団は、衆議院議員と共に日本国会代表団としてラフマット・ゴベル・インドネシア国会副議長及びイスラエル代表団と懇談を行ったほか、トヨタ自動車の電気自動車事業（EVスマートモビリティプロジェクト）等の視察を行った。また、2002年のバリ爆弾テロ事件現場の慰霊モニュメントを訪れ献花を行った。

国際法、国連憲章及び領土保全を尊重した
ウクライナにおける戦争の平和的解決

(2022年3月23日(水)、本会議にてコンセンサス*により採択)

第144回IPU会議は、

- (1) 列国議会同盟(IPU)は、平和、民主主義、人権及び発展のために活動する各国議会の世界的な組織であることを想起し、
- (2) 対話及び外交を通じて平和的関与を促進するというIPUの歴史的背景を意識し、また、IPUが国際平和及び法の支配に献身することに合意し、セルビアでの第141回IPU会議で採択された、国際法の強化、議会の役割及び機能並びに地域協力の貢献に関するベオグラード宣言に留意し、
- (3) 2022年2月24日、ロシア連邦が主権国家ウクライナ及びその国民を侵略する全面的な軍事攻撃を開始したことを想起し、
- (4) 国連憲章(1945年)の目的及び原則の完全な遵守を確保することを約束し、また、世界人権宣言(1948年)に対する各国のコミットメントに留意し、
- (5) 国連憲章が、国家の領土保全又は政治的独立に対する武力の行使を禁止していることを改めて表明し、
- (6) 2014年3月の国連総会決議68/262に言及されているように、ウクライ

* 決議の採択後、以下の代表団は決議の内容について留保を表明した。

- バーレーンは本文パラグラフ2、3及び4に、アラブ首長国連邦は本文パラグラフ2、3、4及び8に、ジンバブエは本文パラグラフ2、3、4、8及び9について留保を表明した。

- 中国、イラン、シリア及びベトナムは、決議全体について留保を表明した。

ベラルーシ及び南アフリカは、決議について反対を表明した。

- ナの国際的に認められた国境の範囲内での領土保全及び主権を認識し、
- (7) 2021年12月に採択された、国際安全保障の文脈における平和的利用に関する国際協力の促進に関する国連総会決議76/234を想起し、
 - (8) また、2000年10月に採択され、戦争が女性に与える影響並びに紛争解決、平和構築、平和維持、人道的対応及び紛争後の復興における女性の完全かつ平等な参加の重要性を訴える、女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第1325号を想起し、
 - (9) 2022年3月に採択された、ロシア連邦の攻撃を遺憾とする国連総会決議ES-11/1を歓迎し、また、ウクライナに対する武力行使を直ちに停止し、国際的に認められた国境によって定義されるウクライナの領土から全ての軍が撤退することを要求し、
 - (10) 1974年12月の侵略の定義に関する国連総会決議3314(XXIX)附属書第5条に基づき、政治的、経済的、軍事的その他いかなる性質の考慮も侵略を正当化するものとして役立つことはできず、侵略戦争は国際の平和に対する罪であることを想起し、
 - (11) また、2022年2月24日以来、進行中の戦争が、特に女性、子供、高齢者及び障害者を中心に、数千人の民間人の死者、更に多くの負傷者及び数百万人の避難を伴う甚大な人的被害をもたらしていることを想起し、
 - (12) ロシア核抑止部隊を特別任務体制及び「高度警戒」態勢に移行させることを決定したことによりもたらされた、世界の平和及び安全保障に対する脅威を深く懸念し、また、ロシア連邦がこの脅威を撤回し、このような脅威を生み出すことを控えることが急務である点に留意し、
 - (13) ロシア連邦による侵略行為が、国際法の基本的な規則に違反する可能性があることに留意し、

- (14) 武力紛争となるいかなる敵対行為も国際人道法及び国際人権法の規則によって厳格に抑制されなければならないことを再確認し、
- (15) 重大な個人的リスクに直面しながらも民主主義を守り抜く、ウクライナ議会の同僚議員による揺るぎないコミットメントを含め、このような逆境にさらされたウクライナの人々の驚くべき勇気、コミットメント及び決意を深い敬意とともに認識し、
- (16) 2022年2月26日にIPU執行委員会が公表し、2022年3月21日に評議員会に提示されたウクライナに関する声明を想起し、また、平和的解決のために公平な仲介を行い、敵対行為の全ての当事者に耳を傾けるというIPUの意思を再確認し、
1. 世界の安全保障に対するより広範な影響並びに潜在的な世界経済の不確実性及び世界的な複雑性をもたらし、ヨーロッパ地域の長年の平和及び安全保障を脅かすウクライナにおける戦争を懸念をもって留意する。
 2. 全ての国連加盟国によって認められている主権及び領土保全の原則を含む国連憲章第2条4項に違反し、現在も続いているロシア連邦のウクライナに対する武力行使を非難する。
 3. 国際人道法に違反する民用物及び民間人を標的としたロシア連邦によるミサイル及び火砲の使用を遺憾とする。
 4. 国際人道法に違反する、ロシア連邦による医療部隊及び医療関係者に対する攻撃並びに敵対国の軍のエンブレム、記章及び制服の不適切な使用に関し深い懸念を表明し、加えて、全てのIPU加盟議会に対し、UNFPA（国連人口基金）、UNICEF（国連児童基金）及びWHO（世界保健機関）による、ウクライナの医療部門に対する全ての攻撃の即時停止の要請と、ウクライナへの人道支援及び援助の安全な通行の促進に加わるため直ちに関与するよう訴える。

5. 国際人道法の規則の完全な遵守を要請する。
6. 各国に対し、この戦争によりウクライナの民間人が現在直面している苦難を軽減するため、ウクライナに対する人道支援を提供するよう強く要請する。
7. 支援可能な全ての国に対し、ウクライナから逃れてきた避難民に対する保護及び支援を提供するため、人道的見地から国境を解放するよう要請する。
8. 各国議会に対し、自国政府にこの侵略行為を終わらせ、当事者が平和的かつ持続可能な手段を通じて相違を解決することを可能にするよう要請するため、自らの議会としての義務、権限及び責任に従い最大限の取組を行うよう奨励する。
9. 全ての I P U 加盟議会に対し、ウクライナの人々、町及び都市に対する現在の暴力的な軍事攻撃を緩和するためのあらゆる平和的取組を共同で支援するよう奨励する。
10. 関係当事者に対し、人道回廊を設置し、全ての市民、とりわけ女性、子供、高齢者、障害者及びその他の脆弱なグループの安全な通行を確保し、国連条約に沿って避難民の人権を尊重するよう要請する。
11. I P U 加盟議会に対し、この戦争から逃れた人々に対する人道的援助及び支援を促進するため、全力を尽くすよう、また、両国議員間の平和対話における女性の完全かつ平等な参加を確保するよう要請する。
12. ロシア連邦及びウクライナ双方の議員に対し、敵対行為を停止し、平和的、外交的手段を通じて相違を解決するためのイニシアティブを促進するよう訴える。
13. 両国への影響力を有する全ての政府に対し、ロシア連邦がウクライナか

ら軍を撤収する結果につながる即時停戦に合意するための外交的取組を加速させるよう要請する。

14. I P Uに対し、主権及び主権国家の内政不干涉の原則を尊重するルールに基づいた国際秩序の枠組みの下での外交的取組の支援において、両国議員間の対話を促進するための仲介を行うよう要請し、また、I P Uに対し、実現可能な平和的解決策の策定における議会の役割を促進するため、ウクライナの状況に関するタスク・フォースを設置するよう勧告する。

ヌサ・ドゥア宣言

「ゼロに向けて：気候変動に対処するための議会の結集」

(2022年3月24日(木)、本会議にて承認)

我々、国会議員は、インドネシアのヌサ・ドゥアで開催された第144回IPU会議に集い、気候危機への対処の緊急の必要性を認識する。気候変動は人類に存亡の危機を突き付けるものであり、その最悪の影響を最小化するために、直ちに行動を起こさなければならない。

現在の経済構造、エネルギー利用方法及び食糧システムは、世界のあらゆる地域で、気温の上昇、異常気象の増加、海面上昇及び生物多様性の損失を含む破壊的な結果を引き起こしている。南アジアでは洪水やサイクロンにより大規模な住民の避難が発生している。東・南アフリカでは干ばつが頻発し、農作物が繰り返し破壊され、食糧不安を広げている。海面上昇により、太平洋地域における低地の小国の国土は縮小している。

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の最近の調査結果によると、地球温暖化を摂氏1.5度、さらには2度に抑えるという目標は、温室効果ガスの排出を直ちに削減しない限り達成不可能であり¹、気候変動による回復不可能な被害がすでに発生していることが示されている²。化石燃料の燃焼、畜産の増加及び森林伐採は、排出量増加の主な原因となっている。2050年までに気候中立な世界を実現するために、各国が迅速かつ大幅な排出削減を行うことを確実にするには、法的拘束力のある国際的な気候変動条約であるパリ協定³の実施が不可欠である。

議会人として、我々はパリ協定をはじめとする国際協定及び持続可能な開発

¹ <https://www.ipcc.ch/2021/08/09/ar6-wg1-20210809-pr/>

² https://report.ipcc.ch/ar6wg2/pdf/IPCC_AR6_WGII_FinalDraft_FullReport.pdf

³ https://unfccc.int/sites/default/files/english_paris_agreement.pdf

目標で示された気候に関するコミットメントの達成を確実なものとしなければならない。国民の代表として、我々は国民のニーズ、特に気候変動の最前線にいる人々のニーズが満たされることを確保しなければならない。我々は、気候変動への対処にはコストがかかるが、無策が招くコストの方が遥かに大きいことを認識する。

科学は明確かつ示唆的である。1.5度の目標を達成可能とするには、今世紀後半までに、炭素の排出を大気から回収される量よりも少ない量とすることで、排出実質ゼロを達成しなければならない。我々は、排出実質ゼロに必要な枠組みを制定するために、強力な政治的リーダーシップを発揮しなければならない。

気候資金が不十分であることは、特に途上国にとって、効果的な気候行動への大きな障害となっている。先進国は、この資金ギャップに対処するための約束、すなわち、一般的に未達成であると理解されている2020年までの気候資金に関する1000億米ドルの誓約を早急に履行する必要がある。最近発表されたIPCC第2作業部会報告書⁴に概説された結果を踏まえ、特に適応のための十分かつ持続可能で予測可能な気候資金を途上国に提供する必要がある。緩和のための資金は適応のための資源と同程度であることが不可欠である。適応への投資の拡大に当たっては、後発開発途上国、小島嶼開発途上国並びに内陸国、山岳国及び低地国を含むその他リスクの高い国を優先する必要がある。途上国は、温室効果ガスの排出量が非常に少ないにもかかわらず、しばしば気候変動に対して高い代償を払っている。先進国は、自国の排出量を削減するだけでなく、排出量の少ない途上国が気候変動と闘うための十分な資源と技術を利用できるようにする不可欠な責務を負う。

したがって、我々は、クリーンエネルギーへの移行支援や適応策の強化を含む、気候行動を強化するための効果的な法律と適切な予算が確保されるよう、あらゆる権限を行使することを誓約する。また、我々は、気候危機に対する政府の対応を精査し、国際的・国内的な気候変動に関する合意や政策を実施する

⁴ https://report.ipcc.ch/ar6wg2/pdf/IPCC_AR6_WGII_FinalDraft_FullReport.pdf

ための行動に関して、政府の責任を追及しなければならない。

国民の代表として、我々は有権者のニーズ、特に気候変動の影響から生じるリスクに最もさらされる人々のニーズに応えることを約束する。我々は、新たな気候問題を議論するために、有権者と開かれた建設的な対話を行う必要性を認識する。また、我々は、若者や彼らを代表する市民社会団体を含む公衆を、公聴会や新たな気候関連法案の審査を含む正式な議会プロセスに関与させなければならない。

世界的なコミットメントを達成するための国レベルの行動強化

議会は、国が決定する貢献（NDC）を含むパリ協定と、持続可能な開発目標並びに国の気候・開発政策及び戦略に直接的に合致する、気候変動に関する強固で野心的な国内法を整備する責任を負う。気候行動と持続可能な開発に関する進展は相互に依存している。したがって、我々は、これらの点で相互に補強し合う法律を採択し、実施することを誓約する。

世界各国は、気候行動の強化の重要性を表明しているが、直近の国連気候変動枠組条約第26回締約国会議（COP26）では、現在の野心の水準は不十分であり、コミットメントを行動に移すための実施についても十分でないことが再確認された。今後は、野心と実施の間のギャップを埋めるための国内法や政策を採用する必要がある。

野心を高めるために、我々は、排出実質ゼロの目標を法律に明記し、排出量に関する法的枠組みを実施することを約束する。気候変動に関する国の法律と政策の枠組みは、監視と説明責任を促進するために、明確で期限付きの目標を含まなければならない。

新型コロナウイルス感染症からのグリーンリカバリーのためのクリーンエネルギーへの移行の加速

新型コロナウイルス感染症のパンデミックは、健康、社会及び経済に多大な影響を及ぼしている。これらの課題がある一方で、パンデミックからの回復期

は、現在の持続不可能なエネルギーシステムに根本的な変化をもたらす好機となる。手遅れになる前に気温上昇を抑えたいのであれば、このような変化が切実に必要である。

気候変動を緩和するために、我々は、クリーンエネルギーへの移行を加速させなければならない。そのためには、化石燃料のような汚染度の高いエネルギー源から再生可能エネルギーへの資源の大幅な再配分が必要となる。我々が議会人として導入する法律は、新型コロナウイルス感染症からの回復パッケージの一環であるものを含め、グリーン投資を奨励し、低炭素活動への予算配分を優先させるものでなければならない。我々は、クリーンエネルギーへの移行がもたらす経済的利益と、何百万人も新規雇用を創出する可能性について、認識を高めなければならない。我々は、化石燃料への補助金を廃止し、排出枠のコストを引き上げなければならない。我々が化石燃料の価格高騰を目の当たりにしている現在のエネルギー危機は、再生可能エネルギーへの移行をより緊急のものとしている。そのプロセスの一環として、クリーンなエネルギー源として原子力の利用を検討することもあり得る。

我々は、再生可能エネルギーへの投資を拡大する取組と、安価でクリーンなエネルギーへの普遍的なアクセスを拡大するための同等のコミットメントを、特に社会の最貧困層のアクセスに注意を払いながら、一致させなければならない。エネルギー移行は、公正かつ包摂的であるべきであり、開発途上国や、周縁化された、あるいは代表されていないグループに不均衡な影響を及ぼしてはならない。我々は、クリーンエネルギーへの移行が最も脆弱な人々に与える潜在的な経済的影響を考慮し、化石燃料産業で雇用されてきた人々の代替雇用機会の創出を支援しなければならない。グリーン経済はまた、公正な経済である必要がある。

包摂的な気候行動に向けて

気候変動は全ての人に平等に影響を与えるわけではない。女性、若者、先住民、少数派及び障害者を含む社会で周縁化され代表されていない人々は、社会経済的及び政治的権利へのアクセスが不平等であるため、気候変動の影響を不

当に受けている。気候危機は、既存の不平等を悪化させている。気候変動は、女性及び女兒に悪影響を与える有害なジェンダー規範及び権力力学を強化し、それによってこれらの人々の食糧不安及びジェンダーに基づく暴力のリスクを高める可能性がある。

我々は、積極的な気候行動を通じて、最もリスクにさらされている人々のニーズに応えなければならない。したがって、我々は、気候行動に関する法的枠組が真に包括的で効果的かつ持続可能なものとなるよう、社会的包摂、貧困削減及びジェンダー配慮の観点からアプローチすることを誓約する。調査によると、議会に女性の割合が多いほど、各国はより厳しい気候変動政策を採用することが示されている⁵。しかし、現在、国内および世界の政策空間における女性の数は不足している。我々は、ジェンダー平等及び包摂的な気候行動の双方の利益のために、女性の政治参加を増やすことを約束する。

また、我々は、周縁化されたグループ及び代表されていないグループが気候変動にさらされる機会を減らすと同時に、彼ら自身が気候リーダーとなる力を与えるような包摂的な気候対策を採用すべきである。世界の多くの地域で、若者は既に気候運動をリードしており、我々は、健全な地球に対する若者の正当な要求が満たされるよう、世代間の対話を強化しなければならない。

気候危機は人権に影響を及ぼしている。気候変動は、特に資源が乏しい紛争地域で暮らす人々に、生活を根こそぎ移動させることを迫っている。そのため、気候変動による避難及び移住に対する懸念が高まっている。2020年時点で、気候変動によるものを含む災害による国内避難民が700万人と推定され、特にアジア・太平洋地域、サハラ以南のアフリカ及びアメリカ大陸で多く発生している⁶。気候変動により避難した人々の権利は尊重されなければならない。2021年10月、国連人権理事会は、クリーンで健康的かつ持続可能な環境を持つことは人権であることを初めて認める画期的な決議を採択した⁷。さらに、若者

⁵ <https://yaleclimateconnections.org/2019/09/countries-with-more-female-politicians-pass-more-ambitious-climate-policies-study-suggests/>

⁶ <https://www.internal-displacement.org/global-report/grid2021/>

⁷ <https://documents-dds-ny.un.org/doc/UNDOC/GEN/G21/289/50/PDF/G2128950.pdf?OpenElement>

や将来の世代は、前の世代と同様に健康な地球への権利を有しているが、この権利が著しく侵害されている。環境及び世代間の正義を促進するために、我々はこれらの問題を考慮し、国内法に反映させ、そのような権利が侵害された場合に説明責任を保証することを誓約する。

よりグリーンな議会の推進

持続可能性をさらに促進するために、我々は組織レベルで自らの二酸化炭素排出量の削減に努めなければならない。我々はエネルギー使用や調達方法の変更、持続可能性の構築及びデジタルツールや技術の最適な使用を通じて、議会自ら率先して排出量を削減しなければならない。機関としての運営及び慣行をグリーンなものにすることで、我々は気候行動へのコミットメントを更に示すことができる。気候に対する意識を更に高めるために、議会は議会人や職員を対象とした気候に関するトレーニングの実施や、気候に関する専門家との定期的な知識交換を行い得る。

共同での気候変動対策に向けた地域及び世界的な協力関係の強化

気候変動に国境はなく、その影響も国境を問わない。したがって、特に国境を越えた気候リスクに対処するためには、国際協力が不可欠である。強固な地域的・世界的議会間協力の重要性に鑑み、我々は、共通の課題を議論し、イノベーションを促進し、気候危機に共同で取り組むためのパートナーシップを構築し続けていく。

気候変動に効果的に対処するためには、国家、地域及び世界の平和及び安全保障が最も重要である。紛争や戦争は環境に深刻な悪影響を及ぼし、重要な資源を気候変動の緩和や適応のための取組から逸らしてしまう。また、最近の地政学的な情勢により、意図的または誤算による核インシデントのリスクが高まっており、生態系や生物多様性に壊滅的な影響を及ぼす可能性がある。したがって、2014年にジュネーブで採択された我々自身による決議⁸にもあるように、我々は核兵器の廃絶を優先させなければならない。

⁸ <http://archive.ipu.org/conf-e/130/Res-1.htm>

我々は、世界的な気候変動交渉における議会の声を増幅するために、毎年の国連気候変動会議に議員会議を招集することの価値を認識する。これらの会議は、パリ協定の実施における進捗を振り返り、気候のための議会の行動を更に拡大する方法を特定する重要な機会を提供する。2022年11月にエジプト・アラブ共和国が主催する国連気候変動枠組条約第27回締約国会議（COP27）に向けて、我々は、COP26の成果を実現することの重要性を改めて表明し、締約国に対し、パリ協定の下での国が決定する貢献（NDC）の実施を加速し、NDCを更に修正・更新するとともに、2025年以降の気候資金目標の設定に向けて努力するよう要請する。

また、気候行動を更に加速させるため、我々は気候脆弱性フォーラム、適応に関するグローバルセンター、国連気候変動枠組条約事務局及び国連環境計画を含む、気候変動に取り組む主要な国際機関やフォーラムとのパートナーシップの強化に努める予定である。

また、地域や準地域ごとに議会を招集し、気候変動に関する地域特有の課題や議会のグッドプラクティスについての見識を交換することの重要性を認識する。気候行動を優先するIPU戦略2022-2026⁹に基づき、我々はIPUに対し、気候に関する知識を深め、立法や自国政府の気候変動への対応を監視するための議会の能力を構築するため、各国議会を継続的に集結させるよう要請する。各国議会は、互いに説明責任を果たし、また議会交流のためのオンライン技術の利用を増やして二酸化炭素排出量を最小化するよう努めることで、IPUの活動への参加を最大化する必要がある。また、我々は、IPUが自らの活動のために確固たる気候政策を策定することを奨励する。

また、各国議会は多国籍企業を含む民間部門とより強い関係を築く必要がある。企業の世界的な活動から生じる環境への負の影響について、民間部門の責任を評価することが不可欠である。また、我々は、新技術を含め、地球温暖化を緩和し、排出量を削減するための斬新な解決策を見出すために、民間部門に

⁹ <https://www.ipu.org/file/13678/download>

よる更なるイノベーションを支援しなければならない。

我々は、国会議員として、増大するリスクに対処し、連帯を築き、将来の世代にとってより持続可能な世界のために永続的な具体的解決策と可能性を見出すことができるのは、気候変動に関する国際協力を通してのみであるということに、深く、厳粛に合意する。

永続的な平和を促進するための和平プロセスへの取組の再考及び再構築
採択決議

(2022年3月24日(木)、本会議にてコンセンサス*により採択)

第144回IPU会議は、

- (1) 戦争の惨害から将来の世代を救うための、国際連合憲章に掲げられた信条及び原則を想起し、
- (2) また、世界人権宣言、国際人権規約及びその他の人権に関する合意を想起し、国際平和及び安全保障を促進するため、全ての締約国がこれらの合意を完全に履行することの重要性を確認し、
- (3) 国連持続可能な開発のための2030アジェンダに含まれる紛争の予防及び持続可能な平和の達成と、特に司法へのアクセスの提供及び平和で包摂的な社会の促進に関する持続可能な開発目標16に対する国際社会のコミットメントを更に想起し、
- (4) 紛争及び戦争が女性及び児童に不当に与える影響並びに全ての介入における生存者・被害者を中心に据えた取組の必要性を取り上げ、女性、若者及び児童が紛争予防と平和構築において果たすべき、そして既に果たしている重要な役割を強調する、女性・平和・安全保障に関する国連安全保障理事会決議第1325号(2000年10月31日)、児童及び武力紛争に関する第1612号(2005年7月26日)、紛争下の性的暴力に関する第1820号(2008年6月19日)及び若者・平和・安全保障に関する第2250号(2015年12月9日)並びにこれらに続く決議に留意し、

* インド代表团は、前文パラグラフ5及び13並びに本文パラグラフ17について留保を表明した。

- (5) IPU決議「国際的和解の促進、紛争地域の安定化及び紛争後の復興支援」（2004年4月、第110回IPU会議で採択）、「国家の内政問題に対する不干渉原則の尊重における議会の役割」（2017年4月、第136回IPU決議で採択）、「持続可能な開発を達成するための手段としての平和の持続」（2018年3月、第138回IPU会議で採択）、「気候関連災害及びその影響に起因する脅威及び紛争に対する平和及び安全保障を強化するための議会の戦略」（2021年5月、第142回IPU会議で採択）を想起し、
- (6) また、「世界議長会議採択宣言『第三千年紀の幕開けに際しての国際協力に関する議会の提言』」（2000年9月1日に採択）、「サンクトペテルブルク宣言『宗教間及び民族間対話を通じた文化的多元主義及び平和の促進』」（2017年10月、第137回IPU会議で承認）及び「ベオグラード宣言『国際法の強化：議会の役割及び機能並びに地域協力の貢献』」（2019年10月、第141回IPU会議で承認）を想起し、
- (7) 今日のほぼ全ての武力紛争が国内で起きていること、2020年には世界で56件の国家による武力紛争が記録され、第二次世界大戦後最も多い紛争数であったこと、また、これらの紛争の大半は国際化されていたということに留意し、
- (8) また、戦略的利益のため政治的・社会経済的に社会に害を与えるような、サイバー攻撃、情報戦争、強権的貿易及び重要インフラの攻撃といった、戦争の範疇に入らない戦術の利用に留意し、
- (9) 平和は暴力的紛争が存在しないことと同義ではなく、いかなる社会も紛争と無縁ではないこと、紛争の根本原因は、社会内の不平等、低開発、不平不満、未解決で長期化した意見の相違、及び組織的暴力への社会の潜在的可能性の組合せであること、そしてひとたび武力紛争が始まると社会の損失が甚大であることを認識し、

- (10) 解決した紛争には再発する傾向があり、また、進行中の和平プロセスは紛争の数より少ないことを認識し、
- (11) また、全体的なアプローチを通じて取り組む必要がある、現在の平和及び安全保障の問題の複雑かつ多次元的な性質を認識し、国連の平和及び安全保障に関する仕組みに沿った和平の連続的プロセス全体における議会及び議会人の重要な役割を強調し、
- (12) さらに、国連憲章、特に、国家主権、独立及び領土保全並びに国家の内政不干渉を含む国際法の基本原則を遵守することの重要性を認識し、
- (13) 現在及び進行中の世界的な問題に起因する紛争の将来的リスクの増大が、例えば気候変動やパンデミックの影響などにより予期されることを深く懸念し、また、平和なくして開発は不可能であること、開発なくして平和は不可能であること、そしてどちらも人権の促進及び保護なくしては不可能であることを再確認し、
- (14) 現在及び将来の課題に鑑み、より多くのアクター及び組織による平和及び紛争予防の積極的な推進が必要であり、この点において、女性、若者、先住民族、地域社会及び従来最も取り残されてきたその他のグループの貢献が不可欠であることを認識し、紛争の効果的かつ持続可能な解決は、正義、妥協及び相互合意の精神に基づいた交渉を通じてのみ達成できることを強調し、
- (15) また、世界が人道的危機に直面し続ける中、人間の安全保障は、開発協力の代替的な枠組みとして、多次元的かつ複雑な世界的課題に対処するために有用であることを認識し、
- (16) さらに、立法、監視及び財政の機能を用いて国家の優先事項と考えられる開発分野への公平な資源配分及び効果的資源利用を決定し、議会外交を有意義な議会間対話及び調停の促進における重要な手段として用いる

に当たっての議会及び議会人の固有な役割、紛争前、紛争中及び紛争後の議会が効果的かつ中断なく機能することの必要性、並びに紛争予防における議会の役割を認識し、

(17) 国内及び国際的な平和及び紛争予防の双方において議会に主要な役割を与える、政府による戦争を仕掛けるための緊急権の行使に異議を申し立てることによって政府に秩序を求める議会及び議会人の能力を強調し、

(18) 国際連合に対応する議会のカウンターパートとして、また国際平和及び安全保障に関する対話及び協力の場として、I P U固有の役割、特に、地方、国家、地域及び国際的レベルでの平和への脅威に対処するに当たって議会及び議会人を支援し、また、解決策を模索するに当たって、加盟議会間で得た教訓を共有し、異なる代表団の議員間の活発で相互尊重的な交流を可能とするその役割を認識し、

(19) I P U戦略 2022-2026、特に「効果的でエンパワーされた議会の構築」、「包摂的で代表する議会の推進」及び「集団的な議会行動の促進」という目標に留意し、

(20) 不平不満、相違及び代替的解決策が、平和的で、透明性があり、敬意の払われた議会内外の公開討論により明確化され決定される場合、包摂的で、代表的で、アクセス可能で、説明責任を果たす、効果的で、自律性と行動力を伴う立法機関が、紛争への強靱性及び持続可能な平和を促進できることを認識し、

(21) また、調査委員会の設置による超党派での活動や、代表権を持たない又は周縁化されたグループの代表者による公聴会の設置を含む、国内の異なる利害関係者間の対話のために議会が有する様々なツールや方策を認識し、

- (22) 不平等、排除、法の支配の欠如、不正、天然資源の違法採取及び差別などを含む紛争や暴力の根本原因に取り組むに当たって議会による代表の中心的役割を再確認し、
- (23) 透明性を促進するに当たっての議会の固有な立法上の役割及びチェック・アンド・バランスを行う能力を認識し、
- (24) 汚職が立法の機関及び機能の完全性にもたらすリスク並びに平和及びガバナンスに効果的に貢献するための議会の能力への悪影響について懸念し、
- (25) 国家安全保障、公安機関、情報機構、立法部門及び軍事支出の監視において、特に、女性、児童及び脆弱なグループに属する者を含む全ての人々の安全保障上のニーズを満たすために、それらが説明責任を持ち、透明性を有し、かつ法の支配及び人権の尊重のもと運営されることを確保する上での議会の役割を認識し、
- (26) 国内の情報及び治安機関の乱用や破壊的な利用への対抗並びに汚職との闘いに当たっての議会の中心的役割を再確認し、
- (27) 軍縮、社会経済、心理社会、気候及び生態系の問題に焦点を当てた紛争予防を促進し、また紛争後の状況において、適切な資金調達を伴って合意された和平協定の実施におけるその制定、監督及び監視並びに心理社会的健康、基本的医療サービス、移行期正義、再統合及び制度改革への投資などを通じて、大規模な暴力の再発を防ぐ上での議会の不可欠な役割を認識し、
- (28) 「女性・平和・安全保障」及び「若者・平和・安全保障」のアジェンダを推進及び実施し、武力紛争が児童に与える影響を緩和するため、より体系的な議会の関与が必要であることを強調し、

(29) 紛争予防及び平和維持のためのコミットメントの実施を支援するためには、より高い水準の財源が必要であることを認識し、

(30) 各国議会に対し、立法及び法的枠組みを強化し、テロ及び過激主義の現象と闘いその源を根絶するために必要な様々な政策及びメカニズムを議論するよう呼びかけるとともに、社会における寛容及び平和的共存の価値を促進するための議会の役割を強調し、

1. 和平プロセスに携わるアクターに対し、移行プロセスの明確化、設計及び実施において、国又は地方の機関及びアクター並びに自国の議会を認識して協力し、国又は地方の所有者及び指導者を通じて和平への取組を定着及び維持させることに焦点を当てた活動に参加するよう強く要請する。

2. 各国議会及び議会人に対し、紛争前、紛争中及び紛争後において、平和及び相違の非暴力的解決のための取組を強化するよう要請し、また、各国議会に対し、既存の国内のメカニズムを強化し、まだそれを確立していない議会に対しては、市民、特に女性が不平不満を報告でき、加害者が責任を負い、被害者に正義が与えられるようなメカニズムを確立するよう要請する。

3. 各国議会に対し、公正かつ永続的な平和のための和平プロセスへのアプローチを追求及び再構築する取組において、自国内において又は国際的に、行政、独立監視機関、市民社会組織、信仰に基づく運動組織、女性グループ、地域団体、平和構築団体、学界、メディア、民間部門並びに地域及び国際機関と組織的に連携するよう奨励する。

4. 各国議会に対し、性別、年齢、地理、社会的アイデンティティグループ（民族、宗教、人種など）及び市民権に基づいて、議会の意思決定への市民の参加を制限する障壁を特定及び撲滅するため、時間及び資源を割り当て、こうした問題の解決策を模索するよう要請する。

5. また、各国議会に対し、人間の安全保障アプローチといった、市民及び住民との継続的かつ体系的な関与のため、議員の実践的行動又は介入や紛争の影響を受けたグループとの協議及びオンラインでの関与といった、従来型又は新たな方法により実施される異なる人口層及び事情によるニーズや現実に対応したメカニズムや様式を模索し、投資するよう要請する。
6. さらに、議会人に対し、最も取り残され、適切な代表を持たない人々が、自らの権利を行使し、不平不満、懸念及び願望を表明することを可能とする安全かつ生存者・被害者を中心に据えたメカニズムを模索し、議会における彼らの完全かつ効果的な代表のための有意義な方法を追求するよう要請する。
7. 各国議会とその議員及び政党に対し、オンラインのものを含むヘイトスピーチや偽情報に対処し、それらを覆すためのパートナーシップを形成し、より多様で包摂的な政治参加と代表を奨励するよう強く要請し、また、各国議会に対し、人種、民族、ジェンダー及び宗教に基づく暴力及び／又は憎悪への扇動を永続させる法律、政策及び慣行を見直し、改革するよう強く要請する。
8. 議会及びあらゆるレベルでの意思決定への女性の平等な参加を確保するための、またこの点において、男性協力者による支援の重要な役割を認識するための更なる取組を強く奨励するとともに、国連加盟国に対し、「女性・平和・安全保障」及び「若者・平和・安全保障」のアジェンダの実施における議会の体系的関与を確保するよう強く要請する。
9. 各国議会に対し、制度的措置を通じて汚職を防止し対処するための法的枠組み及びメカニズムを強化し、個人レベルで国会議員を対象とした行動規範を策定するよう要請する。
10. 国際政治及び平和のためのサイバー空間の役割が増大していること、及び

サイバーセキュリティがますます世界的な課題をもたらしていることを認識するとともに、サイバー空間においては国際法が適用され、人権及び基本的自由が保護・尊重されなければならない、インターネットは全ての人にとって自由で、開かれており、相互運用され、信頼でき、安全な空間であり続けなければならないことを確認する。

11. 人権及び基本的自由の尊重、保護及び促進は、暴力的紛争を予防し、平和及び安全保障を確保するために不可欠であることを認識する。
12. 各国議会に対し、監視機関の設置を通じて、軍事・治安部門における財源配分、予算、政策、慣行及び任命の透明性及び説明責任を促進するとともに、武器、地雷及び不発弾の制限及び破壊のための軍縮の取組を奨励し、武装解除・動員解除・再統合プログラムの創設を支持するよう強く要請する。
13. 各国議員に対し、政府開発援助資金を平和構築活動に使用できるよう、異なる融資間の隔たりをなくすことにより、平和構築のための包括的資金調達を確保するよう強く奨励する。
14. 各国議員に対し、軍事支出を含む安全保障分野の「バリュー・フォー・マネー」について問題提起するよう奨励する。
15. 各国議会に対し、自らの監視メカニズム及び委員会制度が、人間開発と生態学の観点を含め、安全保障を総合的かつ分野横断的に検討するように構成され、権限を与えられ、十分な資源が投入され、設備を備えていることを確保し、民主化及び人間開発に関連する法律の作成過程へ建設的に貢献するに当たって必要な情報を、国内外において市民に提供するよう強く要請する。
16. 各国議会に対し、脆弱なグループを保護・支援する枠組み、政治的メカ

ニズム、及び平和的手段による紛争の予防及び管理のための制度を含む多次元的なプロセスに投資し、政治的・社会経済生活、人々の心理社会的福祉及び基本的医療サービスへの公平な参加の制度化、また、移行期正義フォーラム、真実及び和解に関する捜査並びに刑事訴追などの過去への対応を可能にするメカニズムによるものを含めた、平和を構築し将来の暴力サイクルの再発を防止するためのコミュニティへの公平な参加の制度化を要請する。

17. また、各国議会に対し、行政府が気候関連の安全保障上のリスクにどのように対処しているか、また、気候関連の施策が平和構築をどのように促進し得るかについての情報を要求するよう要請する。
18. 持続可能な平和と人間開発への地域的に関連した道筋について、集団的な野心を喚起し、ピアツーピアの学習を強化し、議会人間のグッド・プラクティスの共有を増加するための議会間協力を奨励する。
19. 議会及び議会人は、平和的対話、立法及び監視のための機関及びアクターとして、紛争ごとに適した対応を提供する固有の役割及び能力を有することを繰り返し強調し、国内の和平プロセスに参加する関係者を招待し、招集する力を有することを認識する。
20. IPUに対し、議会及び議会人が平和を追求するに当たり対話、立法、監視及び予防に関与するためのツールの目録を作成し、その成果を第147回IPU会議で発表するよう任務を課す。

パンデミック時を含めた教育部門における
実施手段としての情報通信技術の活用
採択決議

(2022年3月24日(木)、本会議にて全会一致をもって採択)

第144回IPU会議は、

- (1) 教育における情報通信技術（ICT）への公平なアクセスの重要性を認識する持続可能な開発目標4、仁川宣言及び国連事務総長のデジタル協力のためのロードマップを歓迎し、
- (2) 人権、公平性及び包摂性、セキュリティ及びプライバシー、インフラ、連結性並びに高額なデジタル能力構築のための資金調達に関する課題に注意を払いつつ、新たな指導方法を生み出し学習成果を向上させるために、情報の配信を支援し、強化し、かつ最適化するICTの利用を奨励し、
- (3) 世界は新型コロナウイルス感染症のパンデミックが発生するはるか以前から世界的な学習危機に直面していたことを認識し、
- (4) 国連教育科学文化機関（UNESCO）統計研究所によると、2016年には6億人を超える子供及び青年が読解力及び算数について最低限の習熟度に達していないと推定されたことや、低中所得国の推定53%の子供は10歳で十分に読解することができないという、世界銀行が「学習貧困」と定義した現象を認識し、
- (5) 国連児童基金（UNICEF）が学習危機に対処し、障害のある子供、移民及び難民の子供並びに遠隔地の子供といった、不利な状況にあり、周縁化された子供に特に配慮した、子供のための教育資金を緊急に増加させるよう呼び掛けたことを歓迎し、

- (6) 持続可能な開発目標 10 を強調し、さらに、新型コロナウイルス感染症のパンデミックは地方と都市の格差を悪化させ、子供、特に恵まれない子供の教育に重大な影響をもたらし、また、リモート学習にアクセスできない 4 億 6,300 万人の生徒の 3 分の 2 近くをアフリカ及びアジアが占めるとの事実を強調し、
- (7) 学びは全ての子供の権利であることに留意し、
- (8) リモート学習は、パンデミック時に家族に救いの手を差し伸べることだけでなく、新たなアプリケーションを教室にもたらすことによっても、都市と遠隔地との格差を埋める大きな機会を広げ得るものの、子供をネットいじめ並びにオンライン上の虐待及び搾取を含む無数のリスクにさらし得ることに留意し、
- (9) より小型で効果的な機器、より独創的なアプリケーション及びより双方向性のあるソリューションによってより多くの機会を生み出す技術開発を歓迎し、
- (10) 持続可能な開発目標 (SDGs) の達成を加速する上で、デジタル化は極めて重要であることを確認し、しかしながら、ブロードバンド・インターネットへの不平等なアクセスが、国家間及び国内間、最貧困層及び最富裕層間、男女間、女兒及び男児間、並びに地方、遠隔地及び都市部の先住民コミュニティを含む異なるコミュニティ間の不平等を深め得ることを認識し、
- (11) 低所得国の科学技術イノベーション能力構築を支援する、国連後発開発途上国のための技術バンクの取組を歓迎し、
- (12) 子供及び青年にとって対面での社会的交流は重要であることに留意し、

- (13) 技術的機器を取得する能力に関して、また教職員に関して、各国の出発点は大きく異なっていることを認識し、また、開発途上国、特に後発開発途上国に対し、相互に合意した条件で適切な能力開発及び技術移転を提供するための国際社会を含む利害関係者の重要性を強調し、
- (14) U N I C E F の試算によると、就学前教育への参加を増加させるために投資された1ドルは、社会に4～9米ドルの利益を還元することを各国議会及び政府に想起させ、
- (15) 先住民族の権利に関する国連宣言が先住民族の基本的権利並びに独自の言語、文化及び宗教に対する権利を確認しており、また、これらの権利の実現は、彼らの文化的な教育法及び学習法を反映させた教育制度及び施設によって支援されなければならないことを認識し、
- (16) リモート学習は、児童及びその家族に一層の自制心を求めるものであり、その欠如が児童間のデジタル・ディバイドを広げる主な要因であることに留意し、
- (17) 多くの分野での職業教育には現場における対面学習が求められることから、デジタル学習及びリモート学習は、決して対面学習を完全に代替することはできないことを強調し、
- (18) I C T インフラ、コンテンツ及びサービスにおける民間部門の重要な役割、また、そのための官民連携及びその他のアプローチの重要性を認識し、
- (19) また、ジェンダー平等並びに女性及び女児のエンパワーメントの実現は、全てのSDGsの前進に重要な貢献をすることを認識し、ジェンダー・デジタル・ディバイドを縮小するため、i S T E A M 科目（Innovation（イノベーション）、Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Arts（人文社会・芸術・デザイン）及びMath（数学））を推進し、目標とする必要性を強調し、

1. 機器へのアクセス（コンピューター、ノートパソコン、携帯電話など）、デジタルリテラシー及びスキル並びに手頃な価格かつ良好なインターネット接続は、教育部門における実施手段としてICTを活用するために必要なインフラの基礎であることを強調する。
2. ICT機器及びアプリケーションの利用を含む全ての学習において、また、ICTスキルの導入を支援する指導方法において、教員及び支援職員の教育的スキル及びICTリテラシーが極めて重要であり、それゆえ、学習者、教員及び支援職員のICTスキルには定期的な更新及び研修が求められることを強調する。
3. デジタル教育の過程において行動的学習の質を最大化することを含め、新たな情報技術の利点を効果的に活用し、最大限引き出すため、その新たな情報技術に適応するべく、教員のICTスキルが常に改善され、発展されるよう要求する。
4. 各国議会及び政府に対し、学習条件及びより基本的な教育機材のための資金調達は妥協されるべきではないことに留意しつつ、自国のデジタル事情に基づき、効果的な教員のICT研修及びデジタルソリューションが自国のカリキュラムの一部となることを可能にする、適切な支援及び必要なインフラに欠かせない立法措置を講じるよう要請する。
5. 強靱な教育制度を構築するため、ICT、デジタル・コンテンツ及びデジタルスキルと教員及び政策立案者の能力を統合するエコシステムを形成するという包括的な考え方を歓迎する。
6. 対面及びリモート両方の学習を含むハイブリッド授業の準備は、教員の業務量を著しく増加させるため、教職員の給与及び諸手当を補償する際に考慮されなければならない、また、教員の過重労働を回避するためにも、十分な措置が取られなければならないことを強調する。

7. 各国議会に対し、安全かつ差別のない学習環境を作るため、あらゆる形態のオンライン上のセキュリティリスク、ハラスメント及びいじめに取り組む効果的なツール並びにそのような攻撃に対する不寛容（ゼロ・トレランス）政策のための法的枠組みの構築を自国政府に奨励するよう要求する。
8. 教育政策及び指導方法の成功を測る基礎の一つとして、教育結果の評価及び監視の重要性を強調する。
9. 各国政府に対し、パンデミックのまん延を抑制するため、必要に応じて少人数学級を維持し、効率的な教育及び学習過程を確保するよう奨励する。
10. 学習過程そのもの及び教育の重要性を理解することの双方において、特に教育の初期段階にある子供の学習を支援する上での家庭の重要な役割を強調する。
11. 多くの分野での職業教育には現場における対面学習が求められることから、デジタル学習及びリモート学習は、決して対面学習を完全に代替することはできないことを強調し、しかしながら、現場における対面学習に問題を抱える学生にとってリモート学習には明白な利点があり、このような学生を関与させるというリモート学習の利点を認識することの重要性もまた強調する。
12. 各国議会に対し、ICTの利用を含む教育部門における立法の際には、公平性、言語、ローカルコンテンツ及び特に障害者に対するアクセシビリティに特別な注意を払うよう強く要請する。
13. また、各国政府及び民間部門に対し、デジタルインフラへの投資並びに接続及び機器の費用を下げることによって技術的障壁を取り除き、開かれた教育資源及び開かれたデジタルアクセスを支援するために協働するよう強く要請する。

14. 各国議会及び政府に対し、国連後発開発途上国のための技術バンクによるデジタル・ディバイドを解消するための取組を支援するよう要請する。
15. 女性及び女兒はICT、特にインターネットの利用を阻まれることが多いことから、女性はいまだ活用されていない大きな学習資源であり、また同時に、教育を受けた女性は、男児及び男性並びに周縁化された市民を含む全ての個人に自らの潜在能力を十分に発揮する機会を与えるようなより安定的かつ強靱な社会に貢献することで、社会の発展に大きな影響を与えることを強調する。
16. 各国議会及び政府に対し、教育におけるICTの活用並びにICT関連の研修及び雇用を奨励するために割り当てられた政策及び資源が、目標、クォータ及びその他の積極的な措置を設けること等により、女性及び女兒のエンパワーメントに資することを確保するよう要請する。
17. 各国政府に対し、実践的な経験から学び、創造的かつ革新的思考を引き出すことができるよう学生をエンパワーメントするため、自国の開発協力プログラムに、教育部門における技術移転の援助及び教員研修支援を含めるよう奨励する。
18. また、各国政府に対し、現代の人材育成において必要不可欠な基礎となるICT学習、研修、開発及びイノベーションにより多く投資するよう奨励する。
19. さらに、各国政府に対し、栄養状態の良い児童は集中力が高まり、より良い学習成果が得られることに加え、学校での無料の給食は、特に貧しい家庭が子供を学校に通わせるための追加的なインセンティブになり得ることから、学校での無料の給食といった極めて重要な支援機能を提供するよう奨励する。

20. 各国政府に対し、教育における I C T の導入において、短期及び中期的な計画及び戦略の策定に若者を参加させ、生じ得る障害を図表化し、新たな機会を模索するよう要請する。
21. 各国議会及び政府に対し、パンデミック後の教育制度における I C T の活用を加速させるために、産業界や企業だけでなく、U N E S C O や U N I C E F といった国連機関とのパートナーシップの可能性を検討するよう要請する。
22. 政府の複数のレベルによって教育の責任が共有されることがある連邦国家及び分権化された国家においては、様々な立法及び行政機関に対し、本決議で強調された措置及びイニシアティブに関して協働する方法を見いだすよう奨励する。
23. デジタル・ディバイドを縮小し、学生をエンパワーし、より良い明日に向けた現代的で、相互的かつ柔軟な学習環境の構築のための包摂性を強化するに当たっての、持続可能なデジタルスキル及びデジタルリテラシーの重要性を強調する。
24. 各国議会に対し、あらゆるレベルにおける証明書の承認及び採用を含む、リモート教育及び e ラーニングの過程を規制する法律及び基準を制定するよう要請する。
25. 各国議会及び政府に対し、e ラーニングを含む教育のための予算に妥協したり、削減したりすることなく、また、国家及び全ての社会の構成員のための教育制度の重要な役割を支援するべく、優れた戦略及びグッド・プラクティスを共有するよう要請する。